

●香川県告示第465号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成25年10月11日から同年11月1日まで一般の縦覧に供する。

平成25年10月11日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 県道（主要地方道）
- 2 路線名 三木綾川線（13号）
- 3 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
高松市香南町由佐字南門191番1 地先から 高松市香南町由佐字南門191番2 地先まで	11.9~34.3	34	平成24年香川県告示第 544号で変更した区域

- 4 供用開始の期日 平成25年10月11日